

これから認定小規模食鳥処理場を始める方へ

業として鶏、あひる、七面鳥を食用処理する場合は、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく「食鳥処理事業」の許可が必要になります。

食鳥処理の事業許可の取得には、以下のことが必要です。

-
- ☐ 食鳥処理を行う専用の施設(食鳥処理場)の設置
 - ☐ 食鳥処理衛生管理者の資格をもった従事者の設置
 - ☐ 認定小規模食鳥処理場【※1】に該当する場合は、確認規定【※2】の認定

【※1】認定小規模食鳥処理場とは、年間の処理羽数が30万羽以下(1日の平均処理羽数が1,000羽以下)の食鳥処理場のことです。

【※2】鶏等を処分するとき、通常は、県が派遣する食鳥検査員が病気や異常がないか検査しますが、条件を満たせば、食鳥検査員に代わって処理業者自身で病気等の確認をすることができます。その「病気等を確認する方法等」を処理業者が定めた文書が「確認規定」です。

(注)年間処理羽数が30万羽以下であっても、確認規定の認定を受けない場合は、一般の食鳥処理場と同じ基準が適用されます。

(注)脱羽や内臓摘出の処理が終わったと体を、さらに部分肉等にカットして販売する場合等は、食品衛生法に基づく営業許可も必要になりますので、管轄の保健所にご相談ください。

提出書類等は、以下のとおりです。

食鳥処理事業許可申請(証紙以外は2部)

1. 食鳥処理事業許可申請書(第1号様式)
2. 食鳥処理場の平面図
3. 食鳥処理を行うための機械の配置図
4. 食鳥処理を行うための機械の仕様の概要
5. 食鳥処理をしようとする食鳥の羽数
6. 水道事業等により供給される水以外の水(工業用水、井戸水等)を使用する場合は、水質検査の結果を証する書類の写し
7. 法人の場合は、登記簿の謄本
8. 沖縄県証紙:19,000円

確認規程認定申請(証紙以外は2部)

1. 確認規程認定申請書(第8号様式)
2. 確認規程
3. 沖縄県証紙:5,500円

食鳥処理衛生管理者配置届

1. 食鳥処理衛生管理者配置届(第5号様式)
2. 食鳥処理衛生管理者が次のいずれかに該当することを証する書面
 - 一 獣医師
 - 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において**獣医学**又は**畜産学**の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
 - 三 都道府県知事の登録を受けた**食鳥処理衛生管理者の養成施設**において所定の課程を修了した者
 - 四 学校教育法第五十七条に規定する者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、**食鳥処理の業務に三年以上従事し、かつ、都道府県知事の登録を受けた講習会の課程を修了した者**

提出先および問合せ先は、以下のとおりです。

食鳥処理事業の所管区域

宜野湾市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、中頭郡、島尻郡(伊平屋村、伊是名村、久米島を除く)	中央食肉衛生検査所 098-945-3000
名護市、国頭郡、伊平屋村、伊是名村	北部食肉衛生検査所 0980-52-1165
久米島町	南部保健所 098-889-6799
那覇市	那覇市役所 098-853-7963
宮古島市、多良間村	宮古保健所 0980-72-3501
石垣市、竹富町、与那国町	八重山保健所 0980-82-3243